

民間事業者からの意見聴取の進め方

1 趣旨及び目的

「業務遂行能力のある民間事業者に確実に委託できることは」民間開放に当たっての前提の一つとなるものであり（参考1「視点3：受託可能性」）、地方公共団体の判断材料としても重要。

このため、対象業務の内容、求められる質（結果精度等）、想定される実施規模に応じたコスト等を調査ごとに整理し、これらを民間事業者に示し、確実な理解を得た上で、受託可能性等について民間事業者から意見を聴取するもの。

（ ）「統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会報告」でも指摘されているとおり、民間事業者に対して調査実施に関わる機会を与えることや積極的に情報を提供していくことを通じ、民間事業者との間で統計の正確性・信頼性等への認識を共有していくとともに、経験や業務遂行能力を有する民間事業者の増加を図っていく観点からも有益。

2 対象事業者

- ・ 業界団体（社）日本マーケティング・リサーチ協会及び（財）日本世論調査協会）
- ・ 業界団体に加盟する民間調査会社
- ・ 「個人企業に関する経済調査」の入札説明会参加事業者 等

3 聴取方法等

以下の方法により意見聴取を実施。

なお、個人企業経済調査については、昨年度、同調査をモデルとした試験調査の受託事業者からのヒアリングを実施済であることを踏まえ、必要に応じ、事務局において補足的な事項を聴取し、懇談会に報告。

(1) 経常3調査

実査における具体的業務の内容、求められる質、想定されるコスト等を整理した上で、事務局において対象事業者から広く受託可能性等を概括的に聴取。

の結果について、第3回懇談会（9月下旬を予定）に報告、審議。

本懇談会にワーキンググループ（WG）を設け、10月を目途にWGを開催し、対象事業者のうち数社から受託可能性等を聴取。

(2) 平成20年住宅・土地統計調査

調査実施計画案の確定が9月中に予定されていることから、9月以降、事務局において対象事業者から広く受託可能性等を概括的に聴取。

日程等の面で可能な場合は、上記(1)のWGにおいて、経常3調査と同時に住宅・土地統計調査に関しても意見聴取を実施。